

自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日

令和6年度事業報告書

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図ることによって、国民経済の適切な運営に資することを目的に活動している。

令和6年度は、前年度からの「貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護について従来以上に取組みを強化する」旨の事業方針を引き続き踏襲し、自主規制機関としての役割を堅持しつつ、協会員及び資金需要者等に資する施策を掲げ、具体的業務を展開した。

令和6年度においては、「金融リテラシー向上コンソーシアム」の事務局態勢を強化し、金融経済教育の推進等資金需要者保護への取組みに一層注力したほか、従来の地区協議会に代えて新たに開催した協会員懇談会において、協会員と協会及び協会員相互の交流を活性化させ情報収集の機会拡大を図るなど、協会員の事業推進に資する情報・サービス提供の強化を含む以下の業務を行った。

I 貸金業者の業務の適正な運営の確保

I-1 法令等の遵守態勢整備の支援

(1) 実務に関する情報提供による支援

① 法令等改正に伴う意見募集等対応

貸金業関係法令等の改正案に対する意見募集を行い、取りまとめのうえ、行政庁へ提出（募集11案件、提出5案件）。また、意見募集手続きの結果等を適時適切に公表した。

② 行政庁等からの周知要請への適時適切な対応

金融庁ほか関係行政庁からの要請に基づき、また要請以外であっても協会員に有益と思われるものについては、協会ホームページを通じて周知を図った（それぞれ64件、11件）。

③ 実務相談に対する支援

実務相談や各種問い合わせに対し、必要に応じて顧問弁護士や行政庁に確認を行うなど丁寧な対応を心掛け、1,680件に対応した。また、協会員から照会頻度の高い事項について機関紙「JFSA NEWS」に掲載し、照会者以外の協会員へも共有した。

(2) 諸規則等に関する情報提供による支援

① 社内規則策定等支援

協会員の適正な業務運営の支援として、最新の法令等の内容に沿った社内規則策定ガイドライン（個別ガイドライン・規程記載例）等を適宜公表した。

② マネー・ローンダリング／テロ資金供与／拡散金融対策支援

金融庁からのマネロン対策に関する情報を協会員に周知したほか、犯収法施行規則において特定事業者（貸金業者）に作成が求められている「特定事業者作成書面等」について、令和6年版の「犯罪収益移転危険度調査書」の内容を踏まえた記載例を提供し態勢整備を支援した。

(3) 適正な広告出稿の支援

① 広告適正化の更なる推進

協会員の適正な広告出稿の支援として、「貸金業者の広告に関する細則」のインターネット広告における貸付条件の一体性表示等の遵守事項を明記した補足説明書を公表した。

② 出稿広告審査・モニタリングの推進

広告審査に関しては、広告審査受付 Web フォーム等から申請のあった審査対象広告 186 件と、審査対象外広告 323 件の出稿審査を実施したほか、出稿広告のモニタリングを行った。

(4) 協会員従業者への学習支援

貸金業の実務に必要な法令等を体系的・効率的に学習できる e ラーニング研修サービス「どこでも JFSA スタディ」を、年度を通じて協会員（受講申込 180 協会員、3,482 名）に提供した。

また、e ラーニングの学習効果向上のため、講座に読み上げ音声を付加し提供を開始したほか、協会員のユーザビリティ向上のため、申込み手続きのウェブ化を図った。

I-2 法令等違反に対する措置及び指導等

- (1) 法令等違反届出 239 事案（前年度 198 事案）の審査を行い、2 協会員に対して文書注意措置を行った。
- (2) 措置対象となった 2 協会員に対しては、法令遵守態勢、内部管理態勢等の整備を図り、再発防止に努めるよう会長名による文書をもって注意した。
- (3) 協会員の法令等違反の未然防止に役立つよう、機関紙「JFSA NEWS」に「規律審査部からのお知らせ」と題し、具体的な法令違反事例と注意すべき点について定期的に掲載した。

I-3 協会員に対する監査の実施

協会員の規模や業務内容等に応じ、適切かつ効率的な監査を実施するとともに、重点項目については、深度ある検証を行った。

(1) 実地監査の実施

71 協会員（前年度同数）に対して実地監査を実施した。

監査の種類別では、「一般監査」を 64 協会員（同 59 協会員）、「特別監査」を 7 協会員（同 12 協会員）に対して実施した。なお、「特別監査」は、若年者に貸付けを行うとしている 5 協会員及び法令等違反の再発防止策の検証が必要とされた 2 協会員を対象に実施した。

規模、業務内容等を踏まえ、実態把握など監査の必要性が高い協会員を優先して実施したことにより、指摘事項があった協会員は 22 協会員（同 11 協会員）、その割合は 31.0%（同 15.5%）であった。また、指摘件数では「法令等違反事項」が 7 件（同 4 件）、軽微な不備である「改善事項」が 25 件（同 10 件）で、指摘事項としては、「契約締結時の書面の交付」、「利息・保証料等に係る制限等」に関するものが多かった。

なお、若年者向け貸付けに係る実地監査結果については、1 協会員に指摘事項（収入証明未徴収等）があった。

(2) 書類監査によるモニタリングの実施

書類監査では、翌年度中に登録満了日を迎える 340 協会員を対象に行う「定期書類監査」、新規加入 57 協会員を対象に基本的な態勢整備の点検を行う「個別書類監査」を実施した。

「定期書類監査」の結果については、指摘事項ありは 25 協会員、指摘件数は 29 件であった。主な指摘事項は「特定事業者作成書面等未作成」、「本人確認書類写しの保険証番号等マスキング未実施」であった。

「個別書類監査」の結果については、指摘事項ありは 15 協会員、指摘件数は 26 件であった。主な指摘事項は「特定事業者作成書面等未作成」、「反社会的勢力に関するデータベースの未整備」であった。

(3) 監査における行政検査との連携

登録行政庁と監査計画や監査結果等について情報及び意見交換を行うなど、引き続き緊密に連携を図った。また、金融庁主催の行政職員向けモニタリング研修に講師として参加し、具体的な監査手法等について説明した。

(4) 監査結果等の分析強化と有効活用の推進

協会員の自主的な改善力向上支援の取組みとして、東京都と共同で制作した「貸金業務チェックリスト」の活用等について指導を行った。また、監査結果及び実地監査指摘事例集を、年度分を取りまとめて公表した。

Ⅱ 貸金業の健全な発展への貢献

Ⅱ-1 政府等への建議要望

- (1) 貸金業に関する税制の問題を調査研究し、その成果として「令和 7 年度税制改正要望」を 9 項目策定のうえ、金融庁、自由民主党及び立憲民主党にそれぞれ要望書として提出した。
- (2) 世の中の I T 化・D X 化の進展に鑑み、書面中心となっている行政手続きのデジタル化及び簡素化を軸として策定した 15 項目の「貸金業務の諸ルールの見直し要望」について、実現に向け引き続き金融庁と調整を行った。

Ⅱ-2 協会加入の促進

- (1) 令和 6 年度の協会加入は 47 業者（前年対比▲6 業者）となり、令和 7 年 3 月末日の協会員数は 1,009 業者となった。
- (2) 協会が社内規則の策定や登録申請手続きの支援を行う「貸金業者登録申請に関する支援制度」には 66 業者から申込があり、令和 6 年度は新規加入 47 業者のうち 9 割弱にあたる 41 業者（前年対比▲2 業者）が当支援制度を利用し協会に加入した。
- (3) 加入促進活動は、登録行政庁の協力も仰ぎつつ推進した。
- (4) 社内規則策定ガイドラインの無断転用を防止するため、協会内の規則等の一部改正に着手した。
- (5) 新規登録貸金業者が多い東京都支部所管エリアについては、対面やオンラインによる支援制度の説明を積極的に行ったほか、対象地域の拡大を図るべく、宮城県支部、愛知県支部、大阪府支部、福岡県支部所管エリアにおいて開業支援に関する打ち合わせを実施した。
- (6) 退会を検討している協会員に対しても、協会員であることのメリットを改めて訴求し退会抑止に努めた。

《協会員数の推移（令和２年度末～令和６年度末）》

	令和２ 年度計	令和３ 年度計	令和４ 年度計	令和５ 年度計	令和６ 年度 上期計	令和６ 年度 下期計	令和６ 年度計
加 入	48	45	60	53	27	20	47
退 会	▲８	▲８	▲５	▲４	▲４	▲３	▲７
廃 業	▲４７	▲５３	▲５０	▲４５	▲２３	▲２３	▲４６
不更新	▲２	▲７	▲５	▲６	▲１	▲２	▲３
登録取消等	０	０	▲１	０	０	０	０
期末協会員数	１,０４４	１,０２１	１,０２０	１,０１８	１,０１７	１,００９	
協会加入率	６３.７％	６４.６％	６５.９％	６７.２％	６７.８％	６８.５％	

Ⅱ-３ 協会員向け情報提供の強化

(１) 情報収集機会の拡充

- ① 協会員に対する個別訪問や協会員懇談会の実施（後述）等により、経営の実態や課題、要望の把握に努めた。
- ② 貸付型ファンドの状況把握、Q&A 改正、研修開催等について、第二種金融商品取引業協会と情報交換を行った。
- ③ オンライン型ファクタリング協会やパーソナルファイナンス学会が主催する講演や研修等に参加し、情報収集に努めた。

(２) 協会員相互の交流活性化

協会員への情報発信、意見・要望収集及び協会員相互の親睦機能をより活性化するために、従来の地区協議会に代えて、協会員懇談会を開催した。

① 全国大会

全協会員を対象に、協会運営報告及び意見交換を行うとともに、外部講師によるセミナー及び懇親会を東京で開催し、全国の協会員が相互に交流を深めた。

② 個別会合

協会員の業態、規模、地域を考慮した小規模の意見交換会及び懇親会を全国 14 箇所で開催し、情報交換を行うとともに協会と協会員、及び協会員相互の親睦を深めた。

(３) 貸金業者に係る諸問題への対応

- ① 東京都事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、協会員の事業継続支援の一環として、相談窓口対応を行った。
- ② 不適切な弁護士等の活動の自粛を求めるべく、消費者庁、日本弁護士連合会、法務省及び日本司法書士会連合会等宛に「申入書」の提出を行った。
- ③ 媒介業務委託の違法性について、「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」を行い、金融庁から回答を得た。回答内容については、協会ホームページ等で協会員へ案内した。

Ⅱ-４ 積極的な広報の実施

当協会の業界健全化への取組み及び金融経済教育活動等について積極的に広報し、当協会の認知向上及び業界の信頼性向上を図るため、以下の諸施策に取組んだ。

(１) マスコミへの対応

- ① マスコミからの照会・取材依頼に誠実・丁寧に対応することにより、的確な情報の発

信に努めた。

- ② 金融専門紙に当協会の取組みや会長のメッセージを寄稿することにより、協会活動及び貸金業界の動向を広報した。
- (2) 広報誌、年次報告書及び協会員向け機関紙の刊行
 - ① 広報誌「JFSA」の刊行
協会の活動や有識者のインタビュー・寄稿等を掲載した広報誌「JFSA」を9月と3月に刊行し、協会員のほか行政当局や消費生活センター等関係団体約3,200先に配布した。
 - ② 「年次報告書」の刊行
令和5年度の協会活動や統計情報、資金需要者向けや貸金業者向け調査結果等を掲載した「令和5年度 年次報告書」を8月に刊行し、協会員をはじめ行政当局や消費生活センター等関係団体約2,700先に配布するとともに、デジタル版を協会ホームページに掲載した。
 - ③ 協会員向け機関紙「JFSA NEWS」の刊行
法令等遵守態勢の整備に資する連載記事や協会の諸施策、協会員向け連絡事項等を掲載した機関紙「JFSA NEWS」を毎月刊行し、協会員専用サイトを通じて協会員に発信した。
- (3) 協会ホームページを通じた情報発信
 - ① 当協会の諸施策や金融庁ほか関係行政庁からの周知要請事項をホームページを通じて協会員等に周知した。
 - ② ホームページ内の動線改善を進め、ホームページ利用者の利便性の向上を図った。
- (4) 公式Xでの情報発信
一般消費者に向けた情報チャネルである協会公式Xを通じて、金融トラブル被害の防止に資する情報や、当協会の活動情報等を継続的に発信した。

II-5 協会員向け研修・サービスの強化

- (1) 集合研修の実施
コンプライアンス研修会は、「債権管理回収業務におけるDX化に向けたコンプライアンス上の留意点」をテーマに、東京（9月）、大阪、名古屋（10月）、福岡（11月）の4会場で開催し、227協会員243名が参加した。
テーマ別研修会は、「債権回収時の顧客対応」をテーマに、東京（1月）、大阪（2月）の2会場で開催し、144協会員184名が参加した。大阪会場では研修会終了後、地域協会員及び近隣の支部事務長が参加する懇親会を開催し、広く協会活動について意見を聴取した。
- (2) 動画配信による研修の実施
協会員の法令等遵守態勢の支援や企業経営に資する情報提供を目的に、動画配信サービス「JFSA オンデマンド研修」を運営し、令和6年4月1日に施行された改正個人情報保護法施行規則をテーマにした講義（8月）とカスタマーハラスメント対策をテーマにした講義（2月）を配信したほか、集合研修に参加できなかった協会員のため、集合研修で収録した講義2本を配信した。

II-6 支部活動

- (1) 支部・本部間の連携強化
支部と本部間の情報連携を目的とする事務長連絡会議を4回開催した。また、全支部職員を対象に「自主規制基本規則・個人情報保護指針・社内規則策定ガイドラインの改正」、「事務処理手順の変更と会員サービス管理システムの改修について」など、業務説明会（WEB）

を13回実施し、支部における協会員対応のさらなる品質向上を図った。

(2) 財務局及び都道府県行政庁との一層の連携強化

支部において、財務局や各都道府県から委託を受けている貸金業者の登録・変更等の申請・届出書類及び事業報告書・業務報告書の受付事務（いわゆる行政協力事務）についての業務処理を円滑かつ堅確に行った。

また、支部による登録行政庁主催の貸金業監督者会議や多重債務問題対策協議会等への出席、財務局、都道府県への定期訪問などを通じて、一層の連携強化に努めた。加えて、東京、近畿、北陸の登録行政庁との連携会合を開催し、活発な意見交換を行い、行政庁との連携強化を図った。

Ⅱ-7 調査の高度化と収集情報の有効活用

(1) 定例調査及び個別調査の実施

- ① 物価上昇の高まりや、金利上昇の影響などによる資金需要者等の生活様式や意識・行動の変化及び事業環境の変化を把握すべく「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査」、「貸金業者の経営実態等の把握を目的とした調査」などを実施した。
- ② 金融庁からの要請に基づき、「災害時の対応調査（能登半島）」や「諸外国の金融規制に関する要望調査」などを実施した。
- ③ 協会員の貸付状況等を把握するため、「貸金業者の貸付状況等に関する月次実態調査」や「業況判断調査」を継続実施した。
- ④ 事業者金融の変遷や事業者金融が抱える課題や問題などについて、ヒアリング調査の結果を踏まえ、レポートとして取りまとめ公表した。

(2) 調査結果の分析力向上及び有効活用

- ① 調査の設問作成や結果分析にあたり、有識者の監修や協会員からの助言を受けるなど、調査のレベルアップを図った。
- ② 日本銀行が作成する資金循環統計の基礎データとして、貸金業者の資産や債務などに関する情報を提供した。
- ③ 調査結果の解説を中心とした調査研究ウェビナーを初めて開催し、185名の参加を得た。
- ④ 学術研究での活用を目的として、大学教授などの学識者に各種調査結果データを提供するとともに、その活用結果のフィードバック等から分析力向上を図った。

《主な調査結果の公表》

実施時期	実施内容	対象	備考
令和6年7月～8月	資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査	貸金業者からの借入経験のある個人、事業者	令和6年11月29日公表
令和6年12月～令和7年1月	貸金業者の経営実態等に関する調査	登録貸金業者（協会員、非協会員）	令和7年4月30日公表
令和6年4月～令和7年3月	貸金業者の貸付状況等に関する月次実態調査	登録貸金業者（協会員、令和7年3月末現在47社）	毎月公表

(3) 関連団体・機関からの情報収集の強化

日本銀行等の公共機関や日本信用情報機構及び日本クレジット協会等の関係団体との調査統計に関する情報交換や意見交換を定期的に行い、多面的な情報収集に努めた。

Ⅲ 資金需要者等の利益の保護

Ⅲ-1 資金需要者等への金融経済教育活動の推進

(1) 講師派遣・出前講座の実施

金融リテラシー向上、消費者被害の未然防止強化のための出前講座を、要望に応じて内容をカスタマイズし、計 61 先、4,500 名に対して実施した。

- ・ 大学、専門学校、訓練学校、高等学校（44 先、3,805 名）
うち 6 先、254 名は日本クレジット協会と協働
- ・ 保護者、教職員、一般（11 先、316 名）
- ・ 高齢者（6 先、379 名）

(2) 啓発ツールの制作・配布

① 若年層向け啓発資料「金融トラブル防止のための Q&A BOOK」（改訂版）について、従来の全国消費生活相談員協会の監修に加え、中央大学文学部心理学専攻研究室の編集協力を得て、より金融被害の予防効果の高いツールとなるよう改訂し、全国の教育委員会、消費生活センター、教育機関及び関係行政機関等に対し約 25.5 万部（前年対比+4.2 万部）を無償配布した。

② 東京都協定事業として、金融トラブル防止の啓発・普及のため、世代ごと（若年層、全世代、高齢者）に最新の詐欺の手口と対応策を紹介する啓発動画を作成し、専用ホームページや SNS 等で周知した。

③ 神奈川県警察本部の依頼に基づき、「金券フリマサイトを偽装したヤミ金融事犯」に係る啓発動画を制作し、SNS で周知した。本件は、警察庁生活安全局発表の「令和 6 年における生活経済事犯の検挙状況等について」において、社会の変容に伴って生じる新たな犯行態様への対応事例として紹介された。

(3) 若年者向け啓発活動の推進

主に若年層を対象に、SNS を活用した金融トラブル防止に係る注意喚起を年度を通じて実施した。特に、下期においては、副業詐欺による被害防止強化キャンペーンとして、SNS 等 6 媒体に中央大学文学部心理学専攻研究室監修による啓発動画等を配信し、集中的な注意喚起を実施した。

(4) 各団体との連携の強化

① 全国銀行協会、日本クレジット協会、当協会の 3 団体にて消費者信用関係団体懇談会（毎年 4 月、10 月）を開催し、消費者教育活動等に係る情報の共有を図った。

② 日本クレジット協会、CIC に協力を呼び掛け、出前講座を共同で実施した。

③ 全国消費生活相談員協会と定期的に情報交換会を開催し、最新の相談事例等を収集し消費者被害の傾向を把握するとともに、出前講座のコンテンツ作りにも活用した。

④ 公営ギャンブル団体との連携により、デジタルサイネージ（電子看板）を利用したギャンブル依存防止動画を配信したほか、地方競馬教養センターにおいて、騎手候補生を対象とした金融トラブル防止をテーマとした出前講座を実施した。

(5) その他

金融庁からの依頼に応じ、協会員に対しキャンペーンポスター「多重債務者相談強化キャンペーン 2024」の掲示等を依頼した(10 月)。

Ⅲ-2 金融リテラシー向上及び金融トラブル被害防止の推進

消費者保護の取組みを一層戦略的・効果的に推進するため、大手貸金業者 4 社との協働事業である「金融リテラシー向上コンソーシアム」において、各種教育教材の作成や金融経済教育セミナーの開催、金融トラブル防止策の推進強化に取り組んだ。

《 金融経済教育セミナーの開催状況 : 計 82 先、10,317 名に実施 》

- ・ 中学、高校、専修学校、大学、支援学校 (68 先、9,627 名)
- ・ 各種団体 (ボートレース、消費生活センター、市民団体、フリースクール)、企業 (8 先、349 名)
- ・ 地方自治体等、警察・警察学校 (6 先、341 名)

※うち金融経済教育推進機構 (J-FLEC) との協働実施 (4 先、269 名)、警察本部との協働実施 (5 先、574 名)

Ⅲ-3 相談・苦情・紛争事案への対応

(1) 効果的な相談・苦情・紛争事案対応

相談・苦情・紛争解決の受付件数は、合計 11,421 件 (前年対比+1,265 件、本来貸金業者に相談すべき内容を当協会に誤って架けてきた誤認電話を除く) と増加した。内訳としては「相談」が 11,354 件 (同+1,236 件)、「苦情」が 64 件 (同+31 件)、「紛争解決」が 3 件 (同▲2 件) であった。

「生活再建支援カウンセリング」は、初回面接者数 56 名、延べ面接回数 370 回で、多重債務の再発防止を目的に、家計収支・家族間の関係性改善及び買い物癖やギャンブル癖等を克服するためのカウンセリングを実施した。

(2) 人財育成による対応力の向上

- ① 増加傾向にある生活再建支援カウンセリングを安定的・継続的に提供するため、昨年度に引続き全国の支部においてもカウンセリングを行える人財の育成を目的に「第 2 期生活再建支援カウンセラー養成研修」を行い、相談対応力向上を図った。
- ② 業務知識の確認及び対応力向上を目的に、第 1 期生活再建支援カウンセラーフォローアップ研修、支部職員を対象とした業務研修等を行い、支部及び貸金業相談・紛争解決センター職員の更なるスキル向上に取り組んだ。

(3) 貸付自粛制度の適正運営

① 全国銀行協会との意見交換

貸付自粛を当協会と同様に受け付けている全国銀行協会と、制度の運用状況及び周知活動等について適宜情報連携を実施した。

② ギャンブル等依存症への取組みの強化

ギャンブル等依存症対策基本法に基づいて実施される「ギャンブル等依存症問題啓発週間」への取組みとして、YouTube、TikTok、X への動画による啓発週間の周知 (5/13～5/20) を行った。また、各種公営ギャンブル関連団体に貸付自粛ポスターの掲示、パンフレット・リーフレットの設置を依頼し制度の周知を図った。

また、依存症専門病院への訪問による貸付自粛制度の説明、及び依存症学会総会でのパンフレットの設置、各都道府県ギャンブル等依存症対策推進協議会への参加による周

知などを行った。

それらの結果、令和 6 年度の貸付自粛受付件数（登録・撤回）は、6,937 件（前年対比 +1,980 件（全国銀行個人信用情報センター除く））であった。

③ 情報分析力の強化

貸付自粛登録・撤回の理由、都道府県別の受付状況、ギャンブル種別等を分析し、そのレポートを前述の各種公営ギャンブル関連団体、依存症専門病院等への訪問時及び各支部における消費生活センター訪問時に提供し連携を図った。

(4) 指定紛争解決機関の確実な業務実施

令和 6 年度の紛争解決手続（ADR）の受理件数は、3 件（前年対比▲2 件）で、紛争解決委員との連携により適切に対応した（2 件和解成立、1 件は次期に継続中）。

また、金融トラブル連絡調整協議会において他の金融 ADR 機関との情報連携を図るとともに、加入貸金業者（紛争解決等業務に係る手続実施基本契約を締結した貸金業者）のうち協会未加入業者向けに「センターだより」を四半期ごとに年 4 回刊行し、相談・苦情・紛争解決事案に関する情報提供を行った。

Ⅲ-4 関係機関との連携

(1) 協会員等との連携

協会員各社の顧客対応部署担当者と意見交換会（6 月、2 月）を行い、協会で受け付けた苦情・相談事例等のフィードバックや金融リテラシー向上コンソーシアムについての説明を行うとともに、消費生活センター相談員との意見交換会において寄せられた「金融トラブル事案に関する貸金業者への要望」について共有した。また、各社のカスタマーハラスメントの発生状況、対応状況等について、情報共有・意見交換を行った。

(2) 消費者相談機関との連携

国民生活センター相談員との意見交換（7 月、12 月）を実施するとともに、消費生活センターについては、支部による地域のセンターへの定期的な訪問や、全国を 2 地区に分けた相談員との意見交換会（7 月、1 月。延べ 60 団体 75 名参加）を実施し、協会の相談事例及び最近の金融トラブル事案についての情報共有を行うなど連携を図った。

(3) 行政庁等との連携

金融庁の要請を受けて全国の財務局・財務事務所の相談員との情報・意見交換会（9 月、1 月）を実施し、実際の相談における対応困難事例についての検討を行った。また、財務局、消費生活センター、社会福祉協議会及び市町村等関係機関の相談員を対象に「カウンセリング的手法を用いた相談対応研修（出前講座）」を実施し、相談対応力向上の支援を行った。

Ⅳ 指定・認定機関の適切な業務運営【貸金業務取扱主任者関連】

Ⅳ-1 資格試験の実施

- (1) 全国 17 試験地（20 会場）において、令和 6 年度貸金業務取扱主任者資格試験を実施した。

(2) 試験の結果

試験日	令和6年11月17日(日)
受験申込者数	10,662人
受験者数	9,250人
受験率	86.8%
合格者数	2,998人
合格率	32.4%
合格基準点	30点
合格発表日	令和7年1月10日(金)

IV-2 登録講習事務の実施

- (1) 令和6年度貸金業務取扱主任者講習実施計画に基づき、eラーニング講習又は会場講習の選択方式により登録講習を実施した。eラーニング講習は10回、会場講習は全国10地域で16回実施した。

(2) 講習の実施及び結果

(1) 受講申込者数(①+②)	11,958人
①会場講習	2,095人
②eラーニング講習	9,863人
(2) 受講者数(③+④)	11,806人
③会場講習	2,071人
④eラーニング講習	9,735人
(3) 修了者数(⑤+⑥)	11,805人
⑤会場講習	2,070人
⑥eラーニング講習	9,735人

(3) 受講者専用サイトによる情報提供

主任者活動の支援を目的として主任者ライブラリーに掲載している講習教材、実務の手引き等の電子書籍を法令等の改正に合わせ改訂した。

(4) 主任者活動実態アンケートの実施

主任者制度とその資格活用の実態を把握するため、eラーニング受講者を対象とした主任者活動実態アンケートを実施した。

IV-3 主任者登録事務の実施

貸金業務取扱主任者の登録（登録更新含む）及び変更等に関する事務を正確かつ迅速に実施した。

《登録事務等（令和6年4月1日から令和7年3月31日）》

登録申請書受理件数	12,858件
登録完了通知発送件数	2,453件
更新完了通知発送件数	9,508件
登録の変更・取消し・拒否件数	1,643件
登録抹消件数	3,355件
令和7年3月31日現在登録主任者数	27,342人

V 協会の組織運営態勢の高度化

V-1 コンプライアンス態勢の強化

コンプライアンスに関するミニ動画研修の定期的開催や管理職以外の職員で構成するコンプライアンス会議（担当者会議）の開催などを通じ、職員のコンプライアンス意識の醸成を図った。

V-2 リスク管理態勢の確立

- (1) 事務ミス・苦情事案の原因究明及び再発防止策の協会内での周知徹底を図ることにより、再発防止を図った。
- (2) 情報セキュリティに関する計画を策定し確実に実施するとともに、協会職員に対し情報セキュリティ教育や標的型攻撃メール訓練を定期的の実施し、セキュリティ意識の向上を図った。またそれらの進捗状況等について報告会（年 4 回開催）において確認・検証した。

V-3 内部監査の実施

全支部、本部全部門での業務監査を実施した。支部においては業務の正確性・効率性、本部では業務委託先管理、情報管理などを重点的に検証し、全部署において良好な状況であることを確認した。

また、情報セキュリティ監査を実施し、情報セキュリティ管理に関する取組み状況を点検し、管理態勢を確認した。

V-4 協会職員の育成・戦力化

協会職員の人財育成について以下の通り積極的に取組んだ。

- ① 人財育成ツールである「JFSA-COLLEGE」において、役職別研修、業務研修、人間力研修等の充実を図った。
- ② 新規入局者向けの研修教材を更に充実させるとともに、広い視野を養うためのナレッジ教育や外部研修を開始した。
- ③ 斯業経験のない新卒者を中心とした若手職員に消費者金融大手 2 社・指定信用情報機関 1 社の見学会を実施した。
- ④ 若手職員が監査部に随行して実地監査対象先協会員を訪問する制度を構築した。
- ⑤ 上級・中級管理職員、及びその候補者に対し、外部のマネジメント研修受講を必須とした。
- ⑥ 外部のオンライン資格講座と提携し、費用助成制度を組み合わせることで職員の自己啓発環境の充実を図った。

V-5 IT化・DX化の推進

協会内外の各種会議や打合せ等について、オンライン化・ペーパーレス化がさらに浸透したほか、資金需要者や協会員からの相談への対応及び協会内連携の強化ため、新たな電話システム（クラウド PBX/CTI）を導入し、来年度 4 月からの本格稼働に備えた。また、協会員等の利便性向上に資するよう、インターネットを利用した調査や監査の実施、業務研修や主任者登録講習等のオンデマンド実施を推進した。

V-6 組織改編の実施及び協会運営規則等の改正

支部への指揮命令が、事務局長及び貸金戦略本部長の二系統となっていたものを、業務内容に鑑み事務局長の一系統へ整理するため、業務部を貸金戦略部門から総務部門所管に変更（令和6年7月1日）、さらに本部における支部支援体制等の強化を図るため、業務部を支部業務部へ改組、及び東京都支部業務を同部の直轄業務化とし（令和7年3月理事会承認）、来年度当初から施行することとしたほか、協会の情報セキュリティ等に係る対応を総合的に管理することを目的に、総務部にシステム管理課を新設した（令和6年10月1日）。

また、組織編成に伴い、事務局運営規則を改正したほか、経理規則等について見直しを行い、所要の改正を行った。

総会・理事会・会議・委員会・協会員懇談会・役員等

1 総会

令和6年6月12日、第17回定時総会を開催し、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

第1号議案 令和5年度事業報告書承認に関する件

第2号議案 令和5年度財務諸表及び財産目録承認に関する件

[令和5年度監査報告]

第3号議案 令和6年度事業計画書(案)承認に関する件

第4号議案 令和6年度予算書(案)承認に関する件

第5号議案 役員(理事・監事)選任に関する件

2 理事会

本年度中、理事会を12回開催し、協会への入退会、役員(理事・監事)候補者・各会議体委員の選任、本部組織の改編、業務規程・運営規則の一部改正、令和7年度事業計画書及び予算書(案)等、本協会の業務運営に関する重要事項について審議、承認した。なお、通常開催はオンライン会議併用で実施した。

(1) 第1回理事会(令和6年4月24日)

① 審議事項

第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件

第2号議案 本協会からの退会承認に関する件

第3号議案 令和5年度事業報告書(案)承認に関する件

第4号議案 令和5年度決算報告書(案)承認に関する件

第5号議案 貸金戦略会議委員選任に関する件

第6号議案 総務委員会委員選任の同意に関する件

② 報告事項

i 自主規制会議報告

ii 貸金戦略会議報告

iii 総務委員会報告

(2) 第2回理事会(令和6年5月15日)

① 審議事項

第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件

第2号議案 役員(理事・監事)候補者選任に関する件

第3号議案 第17回定時総会に付議すべき議案に関する件

② 報告事項

i 自主規制会議報告

ii 貸金戦略会議報告

iii 総務委員会報告

iv その他報告

・第17回定時総会および懇親会のご案内

(3) 第3回理事会(令和6年6月12日)

① 審議事項

- 第1号議案 会長選任に関する件
- 第2号議案 自主規制会議議長選任に関する件
- 第3号議案 貸金戦略会議議長選任に関する件
- 第4号議案 総務委員会委員長選任に関する件
- 第5号議案 副会長承認に関する件
- 第6号議案 副会長の順位に関する件
- 第7号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- 第8号議案 本協会からの退会承認に関する件
- 第9号議案 本部組織の改編及びこれに伴う「事務局運営規則」の一部改正に関する件

② 報告事項

i その他報告

- ・令和6年度 理事会開催予定について

(4) 第4回理事会(令和6年7月17日)

① 審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号議案 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号議案 自主規制会議委員選任に関する件
- 第4号議案 貸金戦略会議委員選任に関する件
- 第5号議案 総務委員会委員選任の同意に関する件
- 第6号議案 紛争解決委員候補委嘱の同意に関する件

② 報告事項

i 自主規制会議報告

ii 貸金戦略会議報告

iii 総務委員会報告

iv 相談・紛争解決委員会報告

(5) 第5回理事会(令和6年8月21日)(書面による会議)

① 審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号議案 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号議案 相談・紛争解決委員会委員委嘱の承認に関する件

② 報告事項

i 自主規制会議報告

ii 総務委員会報告

(6) 第6回理事会(令和6年9月18日)

① 審議事項

- 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号議案 本部組織の改編及びこれに伴う「事務局運営規則」の一部改正に関する件
- 第3号議案 「経理規則」及び「経理業務取扱細則」の一部改正に関する件

- ② 報告事項
 - i 自主規制会議報告
 - ii 貸金戦略会議報告
 - iii 総務委員会報告

(7) 第7回理事会(令和6年10月16日)

- ① 審議事項
 - 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
 - 第2号議案 総務委員会委員選任の同意に関する件
- ② 報告事項
 - i 自主規制会議報告
 - ii 貸金戦略会議報告
 - iii 総務委員会報告
 - iv 試験委員会報告

(8) 第8回理事会(令和6年11月20日) (書面による会議)

- ① 審議事項
 - 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- ② 報告事項
 - i 自主規制会議報告
 - ii 貸金戦略会議報告
 - iii 総務委員会報告
 - iv 相談・紛争解決委員会報告

(9) 第9回理事会(令和6年12月18日)

- ① 審議事項
 - 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- ② 報告事項
 - i 自主規制会議報告
 - ii 貸金戦略会議報告
 - iii 総務委員会報告
 - iv その他報告
 - ・第18回(令和7年)定時総会の開催日時及び会場について
 - ・令和7年度 理事会開催予定について

(10) 第10回理事会(令和7年1月15日) (書面による会議)

- ① 審議事項
 - 第1号議案 本協会への新規加入承認に関する件
 - 第2号議案 総務委員会委員選任の同意に関する件
- ② 報告事項
 - i 総務委員会報告
 - ii 試験委員会報告

(11) 第 11 回理事会(令和 7 年 2 月 19 日)

- ① 審議事項
第 1 号議案 本協会への新規加入承認に関する件
- ② 報告事項
 - i 自主規制会議報告
 - ii 貸金戦略会議報告
 - iii 総務委員会報告

(12) 第 12 回理事会(令和 7 年 3 月 19 日)

- ① 審議事項
 - 第 1 号議案 本協会への新規加入承認に関する件
 - 第 2 号議案 本協会からの退会承認に関する件
 - 第 3 号議案 令和 7 年度事業計画書(案)承認に関する件
 - 第 4 号議案 令和 7 年度予算書(案)承認に関する件
 - 第 5 号議案 本部組織の改編及びこれに伴う「事務局運営規則」の一部改正に関する件
 - 第 6 号議案 顧問税理士の選任に関する件
 - 第 7 号議案 常務執行役の選任(再任)承認に関する件
 - 第 8 号議案 事務局長の選任承認に関する件
- ② 報告事項
 - i 自主規制会議報告
 - ii 貸金戦略会議報告
 - iii 総務委員会報告
 - iv 相談・紛争解決委員会報告

3 自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会、相談・紛争解決委員会、試験委員会

- (1) 自主規制会議 12 回開催(令和 6 年 4 月 23 日、5 月 14 日、6 月 10 日、7 月 16 日(書面による会議)、8 月 13 日(書面による会議)、9 月 10 日、10 月 8 日、11 月 12 日(書面による会議)、12 月 9 日、令和 7 年 1 月 14 日(書面による会議)、2 月 10 日、3 月 11 日 ※通常開催はオンライン会議併用)

- ① 各種法令等の改正を踏まえて、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」、「貸金業者の広告に関する細則」、「個人情報保護指針」、「社内規則策定ガイドライン」の一部改正について審議した。
- ② 国家公安委員会が毎年公表する「犯罪収益移転危険度調査書」をもとに、協会員の参考に供すべく最新版の「特定事業者作成書面等」について審議した。
- ③ 委員選任の同意について審議した。
- ④ 法令等違反届出事案について、措置を審議した。

- (2) 貸金戦略会議 11 回開催(令和 6 年 4 月 17 日、5 月 8 日(書面による会議)、6 月 5 日、7 月 10 日、9 月 11 日(書面による会議)、10 月 9 日(書面による会議)、11 月 13 日、12 月 5 日(書面による会議)、12 月 11 日、令和 7 年 2 月 12 日、3 月 12 日 ※通常開催はオンライン会議併用)

- ① 資金需要者等の利益の保護並びに貸金業者が担う資金供給機能が適時かつ円滑に発揮されているか等の観点から、資金需要者等の借入状況や意識の変化、行動変容、金融リ

テラシーなどを調査する「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査」等の実施及び公表について審議した。

- ② 貸金業者の実情に即した視点から貸金業者の動向や抱えている問題、課題等を把握するため、「貸金業者の経営実態等に関する調査」の実施及び公表について審議した。
- ③ 貸金業の実情に即した課税制度や制度の簡素化等による事務負担の軽減等を軸とした「令和7年度税制改正要望」を策定し、政府等に建議要望することについて審議した。
- ④ 不適切な弁護士等の活動の自粛を求めるべく、消費者庁、日本弁護士連合会、法務省及び日本司法書士会連合会等宛の「申入書」の提出について審議した。
- ⑤ 協会員への情報発信、意見・要望収集及び協会員相互の親睦機能をより活性化するために、従来の地区協議会に代えて、協会員懇談会を開催すること及びその内容について審議した。

- (3) 総務委員会 12回開催（令和6年4月18日（書面による会議）、5月9日、6月6日（書面による会議）、7月11日（書面による会議）、8月15日（書面による会議）、9月12日、10月10日（書面による会議）、11月14日（書面による会議）、12月12日（書面による会議）、令和7年1月9日（書面による会議）、2月13日、3月13日 ※通常開催はオンライン会議併用）

協会への入退会、令和5年度事業報告書及び決算報告書（案）、令和7年度予算編成方針、事業計画及び収支予算（案）、行政協力事務規則、組織の改編及び事務局運営規則の一部改正、「経理規則」及び「経理業務取扱細則」の一部改正、総務委員会副委員長の選任等について、理事会に付議又は報告した。

- (4) 相談・紛争解決委員会 3回開催（令和6年7月2日、10月7日、令和7年2月6日（書面による会議） ※通常開催はオンライン会議併用）

委員の互選による委員長選出、紛争解決委員候補の推薦、及び負担金未納業者に対する措置等について審議したほか、紛争解決事案の進捗について報告した。

- (5) 試験委員会 2回（令和6年9月12日、12月12日）開催

令和6年度貸金業務取扱主任者資格試験の試験問題の決定、合格基準点及び合格者の決定を行うとともに、令和7年度資格試験問題の作問方針等の決定を行った。

4 その他委員会等

- (1) 自主ルール委員会 12回開催（令和6年4月16日（書面による会議）、5月7日、6月4日、7月9日（書面による会議）、8月6日（書面による会議）、9月3日（書面による会議）、10月1日（書面による会議）、11月5日（書面による会議）、12月3日、令和7年1月7日（書面による会議）、2月4日、3月4日 ※通常開催はオンライン会議併用）

- (2) 広告審査小委員会 12回開催（令和6年4月18日、5月16日（書面による会議）、6月20日、7月18日（書面による会議）、8月15日、9月19日（書面による会議）、10月17日、11月21日（書面による会議）、12月19日（書面による会議）、令和7年1月16日、2月20日（書面による会議）、3月21日 ※通常開催はオンライン会議併用）

(3) 規律委員会 6回開催（令和6年5月31日、8月2日、9月27日、11月29日、令和7年1月31日、3月28日 ※全てオンライン会議併用）

(4) 研修委員会 1回開催（令和7年3月21日（書面による会議））

(5) 企画調査委員会 10回開催（令和6年4月10日、5月29日、7月3日、9月4日、10月2日（書面による会議）、11月6日、11月28日（書面による会議）、12月4日、令和7年2月5日、3月5日（書面による会議） ※通常開催はオンライン会議併用）

(6) 企画調査委員会小委員会 3回開催（令和7年2月20日、3月6日、3月21日 ※全てオンライン会議併用）

5 協会員懇談会

(1) 全国大会 1回開催（令和6年7月26日（東京））

(2) 個別会合 全国14箇所開催（令和6年10月22日（京都）、10月24日（宮城）、11月6日（新潟）、11月21日（北海道）、11月26日（愛知）、12月12日（熊本）、12月19日（沖縄）、令和7年1月16日（広島）、1月22日（香川）、1月28日（石川）、2月14日（大阪）、2月20日（長崎）、3月6日（福岡）、3月14日（東京））

6 行政との意見交換会

(1) 金融庁（総合政策局、企画市場局、監督局） 2回開催（令和6年4月24日、10月16日）

(2) 関東財務局 1回開催（令和6年12月10日）

7 役員等の異動

(1) 会長、副会長の就退任

- ① 令和6年6月12日付再任 会長 倉中 伸
- ② 令和6年6月12日付退任 副会長 北角誠英
- ③ 令和6年6月12日付再任 副会長 家森信善、木下盛好、河野雅明
- ④ 令和6年6月12日付新任 副会長 三浦雅樹

(2) 公益理事の就退任

- ① 令和6年6月12日付再任 家森信善、垣内秀介、田島優子、増田悦子、宮野谷篤

(3) 会員理事・会員監事の就退任

- ① 令和6年6月12日付退任 会員理事 石塚 啓
- ② 令和6年6月12日付再任 会員理事 木下盛好、河野雅明、青山照久
片岡龍郎、金子良平
- 会員監事 内田隆司、岡本 強
- ③ 令和6年6月12日付新任 会員理事 角田典彦

(4) 常任理事・常任監事の就退任

- ① 令和6年6月12日付退任 常任理事 北角誠英
- ② 令和6年6月12日付再任 常任理事 倉中 伸
- 常任監事 長谷川潤
- ③ 令和6年6月12日付新任 常任理事 三浦雅樹

(5) 常務執行役の就任

- ① 令和6年4月1日付再任 小谷哲也
- ② 令和6年4月1日付再任 土井保英

以上